# 自治労自治研全国集会

### 佐 野 幸 次

## 目治体は住民の要求にどう応えているか

府市で開催された。
一八五七(昭和三二)年四月五日~六日「地方一九五七(昭和三二)年四月五日~六日「地方一九五七(昭和三二)年四月五日~六日「地方

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

別にわかれて行われた。

会等の論議を八頁にわたって詳しく報じた。 
田たお役人」と題して、第一回自治研集会の分科大きな反響を呼んだ。また、都政調査会発行の『都大きな反響を呼んだ。また、都政調査会発行の『都大きな反響を呼んだ。また、都政調査会発行の『都大きな反響を呼んだ。また、都政調査会発行の『都の研究集会から』として、「まず、"役人根性、をの研究集会から」として、「まず、"役人根性、をの研究集会から」として、「まず、"役人根性、をの研究集会から」として、第一の研究集会の論議を八頁にわたって詳しく報じた。

志向そのものは、早くから存在していた。行い、地方自治確立のたたかいを強めようという自治労では地方自治体の行財政の分析・研究を

働者の果たすべき役割を明らかにしどのような活 を発展させなければならない。従って、 者が中心となり理事者、 地方自治体の現状に対しては、良心的な知事や市 趣旨は、吉田内閣の財政合理化の中で未曾有の赤 第一回大会には、福岡県連(現在の自治労福岡県 働者の階級的な使命に徹し、もって地方自治の民 する」の項目とともに、「われわれは、自治体労 切の反動勢力とたたかう」「われわれは、すべて 生活向上と労働条件改善のため組織を強化し、一 採択された自治労綱領三原則は、「われわれた一九五四年一月の自治労結成時の第一回大・ きである」というものであった。 長さえ反対に立っているこの中で地方自治体労働 字となった地方財政の危機のもと「崩壊に瀕した ついて」という追加修正案を提起している。その の闘い」に対して「地方自治研究大会の組織化に 本部)が自治労本部運動方針案の「地方自治確立 主的確立のためにたたかう」と謳っていた。この のためにたたかい、もって世界の恒久平和に貢献 の民主的諸勢力と固く提携し、 3をすべきかと云う闘いの具体的方針を挿入すべ 住民も含めて広範な闘 日本の平和と独立 自治体労 |大会で は

月に開催された自治労第二回大会において、「地この修正案は採決されなかったものの、同年六

政のあり方を検討する」ことにおいた。

その上で、

するとともに、直接影響を受ける住民に積極的に たって、敵が現在しくんでいる自治体のカラクリ 治研究集会」の開催を決定したのである。 訴えていかなければならない」として、「地方自 をわれわれ自治労の研究と討議によって明らかに えない状況にあった。これら過去の反省のうえに 自治体行財政全般にわたる考究がほとんどなされ 五月に開催された自治労第七回中央委員会におい 組織的な共同行動もなかったと反省され、後に自 この地方自治防衛闘争は、 方自治防衛委員会」の設置が採択された。 し、自治体労働者が職場のすみずみで相互を理解 なったことは……現象面に対する対策に終始し、 て「従来数多くの闘いを組織するなかで明らかに 治労本部は、自己批判を行った上で、一九五六年 実質的な組織もなく、 ただし、

目標を「自治体労働者が職場の仕事をつうじて行 治体に対する認識を強める、 労働者の実践行動を発展強化させる、③住民の自 を民主的に確立する基礎を作り上げる、②自治 組織の前進はあり得ない」などの意見がだされた。 んでいる」「状況を打開しない限り、組合活動や 自治体の姿と、地方住民の要求との板挟みに苦し を通じ、国の収奪政策の下請け機関化しつつある 状のなかで、自治体労働者は自分が従事する仕事 認識の欠如であ」り、また、地方財政の危機下の「現 されたことは、自治体労働者の地方自治に対する 地方自治防衛闘争の中で「とくに弱点として露呈 たる準備委員会がもたれた。この中での議論では、 回自治研中央準備会」が開催され、以降四回にわ この方針にもとづいて、一九五六年八月「第 こうして、自治研全国集会の目的を①地方行政 の三点とし、当面 0

全国集会を開催したのであった。要求にどう応えているか」として、第一回自治研自治研全国集会の基本テーマを「自治体は住民の

### 自治研活動のもう一つの淵源

とされている。 者や視察者も、 教研活動は、社会的にも大きな反響を呼び起こし、 創の知識労働者の運動形態」であり、「外国の学 た。自治研活動の提起もこの日教組の教研活動の 運動のあり方としても自治労に大きな影響を与え 自らの仕事の点検・分析活動という手法での労働 教研大会を開催した。後に教研集会と改称される 主教育の担い手としての教員」等を掲げ、第一次 年一一月、日教組は「平和と民主教育の確立」「民 自治体職員版として考えられた。これについては、 「自治研とその先輩の日教組の教研」は「日本独 「教育研究活動」(教研) (松下圭一、参考文献一六三頁) していた、 :研活動のもう一つの淵源として、 労働運動での日本の発明として評 があげられる。一九五一 日教組

会への移行に際しても影響を与えた、とされている。とれている。というに、自治研全国集会の行政部門別分科で、民主教育を活かす」という視点から、「国語」「算年の第六次教研集会で「現場の毎日の教育のなか年の第六次教研集会が「現場の毎日の教育のなか年の第六次教研集会が「現場の毎日の教育のなかまた、当初の教研集会が「平和教育をいかに展また、当初の教研集会が「平和教育をいかに展また、当初の教研集会が「平和教育をいかに展

#### 地方自治を住民の手に

「この甲府集会は『手さぐりの集会』と評され

寄せられていた。 役所機能―第一回地方自治研究集会の討議から」 うことである」(高木鉦作「地方自治体の行政と 開なくして職員組合の前進は困難ではないかとい が集約的に現れている点をはっきりさせ、この打 まさにこの職場の中に地方自治体をめぐる諸問題 題をそれ自体としてのみ取り上げることではなく、 らみて検討しようとしたことにより、はからずも 三五七頁)とされているが、「集会での討議を通 ての準備集会であった」(『自治労運動史』第一巻 五頁)という、後の自治研活動にも繋がる評価も 東京市政調査会『都市問題』一九五七年六月号五 点である。それは、人員不足・労働強化という問 認識せざるをえなくなったのではないかという、 従来から論議されてきた職場の問題の重要性を再 ること、また、地方自治体の行政内容を住民側か わゆる『お役人』の殻を破ろうとして苦悶してい じて筆者の感じたことは、地方自治体の職員が たように、いわば自治研活動の継続的 足に向

その後自治研は、第二回全国集会(一九五八年 その後自治研の定義が明確にされた。 と自治研の定義が明確にされた。 である」と自治研の定義が明確にされた。

一九五九年三月には機関誌『月刊自治研』が創った、その年の一○月に長野市で開催された第三回自治研全国集会は、四三○○名の参加者で、初日という方式となった。翌一九六○年一○月に新うという方式となった。翌一九六○年一○月に新りという方式となった。翌一九六○年一○月に新りという方式となった。

一九六一年一〇月に静岡市で開催された第五回自治研全国集会では、一六の行政部門別の分科会自治研全国集会では、一六の行政部門別の分科会直治研全国集会では、一六の行政部門別の分科会意識にたって、「地方自治を住民の中へ入り、住民共闘と自治体労働者の団結強化の方向をめざす」などの問題体労働者の団結強化の方向をめざす」などの問題なれた。後に、鳥取県米子市で開催された一九九つ市第二七回自治研全国集会で「創ろう、市民自治の豊かな社会」に変更されるまで、自治研活動はこのテーマで続けられたのである。

集会で三五回目となる。 二○一四年一○月、佐賀市で開催の自治研全国

地方自治総合研究所研究員・前事務局長><さの こうじ・公益財団法人

改革\*歴史と対話」(法政大学出版局二○一○年) 像[第二巻]」所収、成文堂二○一一年)、山内像[第二巻]」所収、成文堂二○一一年)、山内像[第二巻]」所収、成文堂二○一一年)、山内で自治の群のリーダーたち」(佐藤俊一『日本地方自治の群の場合では、100円では、10